

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】… 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】… 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】… 機能上特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

- ② 施設の管理区分の設定  
基本方針に基づき、各施設の管理区分を以下の通り設定する。

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
<一般環境下> 管渠（自然流下管）	1点検頻度:5年に1回 調査頻度:10年に1回または点検で異状が発見された場合	緊急度Ⅰのみ 改築を実施	最重要施設 幹線
<一般環境下> 管渠（自然流下管）	点検頻度:7年に1回 調査頻度:15年に1回または点検で異状が発見された場合	緊急度Ⅰのみ 改築を実施	重要施設 幹線・枝線
<一般環境下> 管渠（自然流下管）	点検頻度:15年に1回 調査頻度:30年に1回または点検で異状が発見された場合	緊急度Ⅰのみ 改築を実施	一般施設 枝線
<腐食環境下> 管渠（自然流下管）	点検頻度:5年に1回(点検は調査を兼ねる) 調査頻度:10年に1回または点検で異状が発見された場合	緊急度Ⅰのみ 改築を実施	最重要施設、重要施設 幹線

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
付帯設備 (内部防食)	【日常点検】設備の日常点検に合わせて月1～2回行う。 【定期点検】年1回程度行う。 【通常調査】概ね10年に1度行う。	健全度1・2で改築を実施	
建具	【日常点検】設備の日常点検に合わせて月1～2回行う。 【定期点検】年1回程度行う。 【通常調査】概ね10年に1度行う。	健全度1・2で改築を実施	
スクリーンかす設備	【日常点検】機器ごとに5回/週程度行う。 【定期点検】機器ごとに1回/1か月程度行う。 【調査】目標耐用年数からの推定健全度が概ね3.0となる時期に調査を実施して健全度の確認、修正を行うと共に、健全度2となる時期に再度調査を実施して改築の必要性を判断する。	健全度1・2で改築を実施	
汚水ポンプ設備	【日常点検】機器ごとに5回/週程度行う。 【定期点検】機器ごとに1回/1か月程度行う。 【調査】目標耐用年数からの推定健全度が概ね3.0となる時期に調査を実施して健全度の確認、修正を行うと共に、健全度2となる時期に再度調査を実施して改築の必要性を判断する。	健全度1・2で改築を実施	
最終沈殿池設備	【日常点検】機器ごとに5回/週程度行う。 【定期点検】機器ごとに1回/1か月程度行う。 【調査】目標耐用年数からの推定健全度が概ね3.0となる時期に調査を実施して健全度の確認、修正を行うと共に、健全度2となる時期に再度調査を実施して改築の必要性を判断する。	健全度1・2で改築を実施	
汚泥濃縮設備	【日常点検】機器ごとに5回/週程度行う。 【定期点検】機器ごとに1回/1か月程度行う。 【調査】目標耐用年数からの推定健全度が概ね3.0となる時期に調査を実施して健全度の確認、修正を行うと共に、健全度2となる時期に再度調査を実施して改築の必要性を判断する。	健全度1・2で改築を実施	
汚泥貯留設備	【日常点検】機器ごとに5回/週程度行う。 【定期点検】機器ごとに1回/1か月程度行う。 【調査】目標耐用年数からの推定健全度が概ね3.0となる時期に調査を実施して健全度の確認、修正を行うと共に、健全度2となる時期に再度調査を実施して改築の必要性を判断する。	健全度1・2で改築を実施	
調質設備	【日常点検】機器ごとに5回/週程度行う。 【定期点検】機器ごとに1回/1か月程度行う。 【調査】目標耐用年数からの推定健全度が概ね3.0となる時期に調査を実施して健全度の確認、修正を行うと共に、健全度2となる時期に再度調査を実施して改築の必要性を判断する。	健全度1・2で改築を実施	
汚泥脱水設備	【日常点検】機器ごとに5回/週程度行う。 【定期点検】機器ごとに1回/1か月程度行う。 【調査】目標耐用年数からの推定健全度が概ね3.0となる時期に調査を実施して健全度の確認、修正を行うと共に、健全度2となる時期に再度調査を実施して改築の必要性を判断する。	健全度1・2で改築を実施	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管渠（圧送管）	標準耐用年数	

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
防水	標準耐用年数の1.5倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
電気設備	標準耐用年数の2.0倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
消化災害防止設備	標準耐用年数の2.0倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
受変電設備	標準耐用年数の1.5倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
自家発電設備	標準耐用年数の1.5倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
制御電源及び計装用電源設備	標準耐用年数の1.5倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
負荷設備	標準耐用年数の1.5倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
計測設備	標準耐用年数の1.5倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。
監視制御設備	標準耐用年数の1.5倍程度	ただし、異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な場合は改築を実施する。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】	…	
【汚水・雨水ポンプ施設】	…	
【水処理施設】	…	
【汚泥処理施設】	…	

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 3 年度	～	令和 7 年度
---------	---	---------

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置年度	供用 年数	対象箇所 (箇所)	概算 費用 (百万円)	備考
浦河処理区	汚水	マンホール蓋	1985 ～1995	23～36	331	165.5	
合計						165.5	

2) 個別施設の改築計画

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の 名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
浦河浄化センター	汚水	付帯設備 (内部防食)	1992	28	—	13.0	
	汚水	建具	1991～1992	28～29	—	38.0	
	汚水	防水	1991	29	—	8.4	
	汚水	電気設備	1992	28	—	24.0	
	汚水	消火災害防止設備	1992	28	—	6.0	
	汚水	スクリーンかす設備	1990～1992	28～30	—	50.0	
	汚水	汚水ポンプ設備	1990～1992	28～30	1.5～3.0m <sup>3</sup> /min	19.0	
	汚水	最終沈殿池設備	1992	28	—	20.0	
	汚水	汚泥濃縮設備	1991	29	—	37.0	
	汚水	汚泥貯留設備	1991	29	—	4.0	
	汚水	調質設備	1991	29	—	5.0	
	汚水	汚泥脱水設備	1991	29	5.0m <sup>3</sup> /h	164.0	
	汚水	受変電設備	1992	28	—	146.0	
	汚水	自家発電設備	1993	27	—	148.0	
	汚水	制御電源及び計装用電源設備	2001	19	—	3.0	
	汚水	負荷設備	1992～2001	19～28	—	210.0	
	汚水	計測設備	1993	27	—	33.2	
汚水	監視制御設備	1992～2001	19～28	—	173.8		
汚水	消毒設備	1992	28	—	30.1		

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
臨港中継ポンプ場	汚水	電気設備	1993	27	—	4.0	
	汚水	スクリーンかす設備	1993	27	—	37.0	
	汚水	汚水ポンプ設備	1993～2002	18～27	1.2m <sup>3</sup> /min～1.5m <sup>3</sup> /min	14.0	
	汚水	自家発電設備	1993	27	—	74.0	
	汚水	負荷設備	1993～2002	18～27	—	33.0	
	汚水	計測設備	1993	27	—	4.0	
	汚水	監視制御設備	1993～2002	18～27	—	35.0	
合計						1333.5	

備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合

② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合

③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に想定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合

④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合

⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合

⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合

⑦ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

概ねのコスト削減額	試算の対象時期
約157百万円/年	概ね100年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト削減額を記載する。